## 平成17年度修学旅行旅行実施基準の概要

# (1) 公立中学校

18の都道府県・13の政令指定都市で基準を定め、他の県は市町村教育委員会の基準によって実施されている。

## 1)旅行日数

大多数が2泊3日以内。3泊4日以内は山形・富山・石川・宮崎・鹿児島・沖縄県・札幌市などで、地理的条件が加味されている。また、72時間以内という基準の決め方も多く見られる。

## 2)旅行費用

交通条件により各地区まちまちで、4~5万円が多いようである。実際は、学校の実施内容によって異なってくるが、多くの県で保護者の経済的負担が過重にならない範囲という附帯条件がついている。

### 3) 実施学年・実施許可参加人数

修学という意味合いからも、学校の全教育活動の総括的役割をもって、原則として最終学年(3年)と規定されている。数県、「3年又は2年」という規定が見られる。特別な例として、福岡市が2年で実施している。参加人数は、原則として全員参加を許可基準としている。数県、「80%以上」や「85%以上の参加が必要」という規定が見られる。

## 4)旅行方面・交通手段

旅行方面は規定なしが多数。市町村段階まで正確に把握できないが、和歌山県の「東京方面」など、限られた地域を規定している所もある。また、「いたずらに遠隔地を選ぶことなく、 学習目的に即応した適地を精選すること」という条件が付記されているところがある。

交通手段としての航空機利用は、学校の主体性に委ねられ、その都度教育委員会と協議するなど、緩和の方向が取られている。16年度航空機を利用した公立中学校は1,400校を超え14万人に近い生徒数になっている。この航空機利用の修学旅行は増加が見込まれるが、旅行費用との兼ね合いが課題となる。また、地理的環境や日程の関係で車・船中泊を余儀なくされる地域もあるが、夜間の運行を避けるなどの条件が付加されている。

#### 5) 引率教員数

予算上の制約や残留学年の授業も考慮されて規定されている。この規定は、学級数に応じて決める方法(学級数×1.5+2名など)と、生徒数に応じて決める方法(30名につき1名+2名など)に大別される。いずれも、ほぼ25名~30名について1名、加えて引率責任者(校長または教頭)と養護教諭(または医師か看護師)が一般的。なお、引率心得まで規定しているところもみられる。

### 6) 実施届(届出事項か承認事項)

修学旅行を実施しようとする場合は、実施計画書を教育委員会に提出することになる。 このとき、届出か承認かの両面があるが、いずれにしても教育委員会との合議が必要である。 内容的には、次の項目が一般的である。

旅行の日程(日時、行動、利用交通機関、宿舎など)

旅行の目的及び教育課程との関連

参加人員

不参加生徒の数と理由、不参加生徒への教育的処置

所要経費(一人当りの項目別経費)

引率者の職、氏名、事務分担

実施のための安全計画(事故防止及び救護の対策)

# (2) 公立高等学校

ほとんど県段階で基準を決めている。市立高等学校は市の基準による。政令指定都市は、都 道府県とほぼ同様の基準を定めている。

1)旅行日数

地理的条件や実施内容によって、ばらつきがみられる。

- ○3泊4日(96時間):長野、岐阜、愛知、東京の4都県
- ○4泊5日(120時間):24府県
- ○5泊6日:14県
- ○6泊7日:兵庫、宮崎、沖縄の3県
- ○規定なし:2県
- 2)旅行費用
  - ○規定なし(適切な額、必要な最小限度額):30都府県
  - ○7.5万円以下:5県
  - ○7.6万円~8万円:7都県
  - 〇8.1万円以上:5県

最低 6.5 万円、最高 8.9 万円と開きが大きいが、すべての県において、保護者の負担過重にならないようという条件が付加されている。

- 3) 実施学年・実施許可参加人数
  - ○最終学年又は前学年(含2年以上、2年9月以降):21都道府県
  - ○在学中1回:4県
  - ○最終学年:2県
  - ○規定なし:20県

原則として全員参加となっているが、在籍生徒数の三分の二、70%・75%・80%・90%以上と規定している県もある。

### 4)旅行方面

大多数の県が規定していないが、北海道・栃木・茨城・埼玉・山梨県などは日本国内、愛知は中部・近畿・関東方面等と規定されている。

5) その他

引率教員数、実施届出等は中学校に準じている。

# (3) 海外修学旅行

海外修学旅行を認めている県は、平成16年度段階で44道府県となっている。東京都が試行段階、茨城・栃木・埼玉が認可されていない状況である。17年度に入り、東京都は「海外修学旅行実施要綱」及び「海外修学旅行ガイドライン」に則って試行が拡大され、学校からの希望提出・教育委員会の許可制となる。茨城県は17年度から認めることになった。実質、栃木・埼玉県が認めていない。

### 1) 実施日数

- ○6泊7日:4府県
- ○5泊6日(144時間):17県
- ○4泊5日(110時間):16府県
- ○3泊4日(96時間):3都県
- ○他(規定なし、別途協議等):4県

原則として定められ、協議により延長という処置がとられている県がある。

### 2)旅行費用

金額が定められている県は次の通り。

- 〇8万円以下:2県
- ○10万円以下:3都県
- ○12万円:2県
- 〇14万円以下:1県
- ○16万円以下:1県
- ○方面によって金額が異なる県:長崎・熊本・鹿児島の3県

(韓国:7.8万円~、中国:11~11.5万円など)

〇その他:必要最小限度、適切な額、別途協議、国内旅行の5割増規定など等ほとんどの県で、「保護者の負担過重に配慮」という条件が付加されている。

## 3) 実施学年

- ○最終学年または前年:17都道府県
- ○第2学年:2県
- ○在学中1回(学年指定なし):3県

その他は規定なし。

#### 4) 実施方面

〇中国・韓国・近隣諸国(東南アジア・オセアニア等)など方面を限定している県: 9県 その他は、別途協議、治安状況等の安定、国交のある国、規定なし。

## 5)付带条件

海外に行くために、実施内容に関する教育委員会との事前協議が義務付けられているのが ほとんどである。計画書も、実施6ヶ月前、10ヶ月前、1年前までに提出することになっ ている。協議の結果承認を受けなければならない。

また、「訪問国の高校生との交流を持つなど、国際理解教育等の実施を計画に盛り込むこと」、「方面を設置学科・コースによって認可する」などの付帯事項がみられる。